

令和8年度 第2回 鹿児島地方最低賃金審議会 議事要旨

1 日 時 令和8年7月31日（金）15時00分～16時03分

2 場 所 鹿児島合同庁舎第2会議室（3階）

3 出席者 公益委員 5名
労働者代表委員 4名
使用者代表委員 5名

4 議 題

- （1） 令和8年度中央最低賃金審議会における目安答申伝達について
- （2） 令和8年度産業別最低賃金の改正に関する申出等について
 - ① 自動車（新車）小売業
 - ② 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- （3） 令和8年度産業別最低賃金改正の必要性の諮問について
- （4） 令和8年度運営小委員会に参加する関係労使について
- （5） その他

5 議事要旨

- （1） 議題（1）について、事務局より今年度の中央最低賃金審議会における目安答申文の写し等を資料として配布し、中央最低賃金審議会会長からのビデオメッセージを放映することにより、今年度の目安答申伝達とした。
- （2） 議題（2）について、事務局より鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金と鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の申出がなされ、資格要件審査結果に問題がなかったことが報告された。
- （3） 議題（3）について、鹿児島労働局長より鹿児島地方最低賃金審議会会長に対して産業別最低賃金の改正の必要性の有無についての諮問が行われた。
- （4） 議題（4）について、電気関係に係る関係労使の人数は各1名で同数であったが、自動車関係は労側1名、使側2名という申し出があり、運営小委員会運営要領に従い、関係労使の人数は同数とする必要があるため、各側からの推薦の状況に応じて事務局で調整して同数にすることとなった。また、運営小委員会の日程が了承された。
- （5） 議題（5）について、令和8年8月5日（水）以降の鹿児島県最低賃金専門部会終了後の本審開催の有無に係る連絡について確認が行われた。